

## 兵庫県図書館協会会則

(名称)

第1条 この会は、兵庫県図書館協会という。

(構成)

第2条 この会は、兵庫県内にある図書館及び同種施設（以下「図書館」という。）をもって構成する。ただし、同一市町内の複数の公立の公共図書館については、1市町を構成単位とする。

(目的)

第3条 この会は、兵庫県内の図書館相互の連絡提携のもとに図書館事業の発展を図り文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 図書館に関する調査研究及び広報
- (2) 研修会、研究集会、講習会等の開催
- (3) 会報及び図書館に関する資料の刊行
- (4) 図書館相互及び関係団体との連絡提携
- (5) 図書館活動に功績のあったものの表彰
- (6) その他この会の目的を達成するために必要な事業

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。役員は図書館の代表者をもって充てる。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(役員を選出)

第6条 役員を選出は、次の方法による。

- (1) 会長、副会長は理事の互選により選出する。
- (2) 理事は別表1に定める各地区からの推薦により選出する。
- (3) 監事は理事会で選出する。

2 図書館の人事異動により代表者が変更したときは、後任者がその職を引き継ぐものとする。

(役員職務)

第7条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長はこの会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は理事会を組織し、会務に参画する。
- (4) 監事は事業及び会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は再任を妨げない。

3 役員は任期満了後でも後任者が決定するまでは、その職務を継続して行う。

(会議)

第9条 この会の会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第10条 定期総会を毎年1回開催する。ただし会長が必要と認めたときは臨時総会を招集することができる。

2 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 主要事業の決定及び事業報告の承認
- (2) 予算の決定及び決算承認
- (3) 役員承認

(4) 会則の改正

(5) その他重要議案の議決

3 会議は、構成員の過半数の出席で成立し、出席者の過半数をもって議決する。

4 会議の議長は、出席者の互選により決定する。

5 構成員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該構成員又は代理人は、代理権を証明する書面をこの会に提出しなければならない。

6 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、当該記載をした議決権行使書面をこの会に提出して行う。

7 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した構成員の議決権の数に算入する。

(理事会)

第11条 理事会は会長、副会長及び理事をもって構成する。

2 理事会は会長が必要と認めたとときに招集し、次の事項を執行する。

(1) 総会に提出する議案の作成

(2) 総会から委任された事項

(3) 入退会の承認

(4) 予算の軽微な補正

(5) その他必要な事項

3 理事会は、理事の過半数の出席で成立し、出席者の過半数をもって議決する。

4 会議の議長は、出席者の互選により決定する。

5 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(事業担当委員)

第12条 会長は、第4条の事業を行うため必要があると認めた時は、理事会の同意を得て事業担当委員を委嘱することができる。

(会計)

第13条 この会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 本会は、事業の執行上必要があるときは、総会の議決を得て、特別会計を設けることができる。

(会費)

第14条 この会の年会費は別表2のとおりとする。

2 その他必要に応じ臨時会費を徴収することができる。

(事務局及び事務局長)

第15条 この会の事務局を明石市明石公園、兵庫県立図書館内に置く。

2 事務局に事務局長1名を置き、会長がこれを委嘱する。

(補則)

第16条 その他この会の運営に必要な事項は理事会の承認を経て会長がこれを定める。

別表1 (第6条関係)

地区

神戸 阪神 東播磨 西播磨 丹波 但馬 淡路 県立 私立・専門

別表2 (第14条関係)

県立図書館 45,000円

指定都市立図書館 36,000円

人口30万人以上の市立図書館 20,000円

人口10万人以上30万人未満の市立図書館 15,000円

人口10万人未満の市立図書館	14,000円
町立図書館	6,000円
専門図書館・私立図書館・その他同種施設	4,000円